

## 第14章 その他の環境保全対策

### 第1節 公害紛争・公害苦情の処理

#### 1. 千葉県公害審査会

公害に係る民事紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、「公害紛争処理法」に基づき、行政機関で処理する紛争処理制度が設けられている。

紛争処理機関としては、国に公害等調整委員会、県に公害審査会が設置されており、公害等調整委員会は裁定並びに重大事件及び広域処理事件等の紛争のあっせん、調停、仲裁を行い、また公害審査会は公害等調整委員会で扱う以外の紛争のあっせん、調停、仲裁を行っている。

千葉県公害審査会は15名の委員で構成されており、46年3月の設置以来15年3月末までに54件の調停事件の処理に当たった。

14年度は、前年度から繰り越された大網白里町・関宿町に立地する金属加工工場から発生する騒音・振動公害に係る調停事件2件について手続が進められた。

これら2件のうち大網白里町に立地する金属加工工場から発生する騒音・振動公害に係る調停事件が終結し、残り1件は翌年度に繰り越しとなった。

#### 2. 公害苦情相談

##### (1) 公害苦情相談員

公害に関する苦情については、公害苦情相談員らが、住民からの相談あるいは苦情に対する調査、指導及び助言を行うことによりその解決に努めている。

公害苦情相談員は、「公害紛争処理法」第49条の規定により設置されるもので、県及び18市町において設置されている。

15年3月末現在、県では「千葉県公害苦情相談員設置規程」に基づき環境生活部関係各課、各支庁に55名が、また、市町村では99名が配置されている。

なお、公害苦情相談員のほかにも、県で116名、

市町村で431名の職員が苦情の処理に当たっている。

##### (2) 公害苦情件数

公害苦情種類別新規受理件数の年度別推移は表2-14-1のとおりであり、14年度の新規受理件数は5,005件（県655件、市町村4,350件）である。

苦情内容を種類別に見ると、典型7公害については、大気汚染に関するものが最も多く、次いで悪臭に関するものとなっており、この2種類で典型7公害の苦情の約7割を占めている。

また、苦情件数を公害の発生源別にみると、空地767件、家庭生活670件、その他の工事業623件などとなっている。

表2-14-1 公害苦情種類別新規受理件数の年度別推移

種類別	12		13		14	
	件	%	件	%	件	%
典型7公害	3,057	73.8	3,076	60.5	2,875	57.4
大気汚染	1,439	34.7	1,387	27.3	1,305	26.1
水質汚濁	215	5.2	200	3.9	207	4.1
土壌汚染	41	1.0	33	0.6	20	0.4
騒音	601	14.5	638	12.6	569	11.4
振動	74	1.8	83	1.6	76	1.5
地盤沈下	3	0.1	2	0.1	2	0.1
悪臭	684	16.5	733	14.4	696	13.9
典型7公害以外	1,088	26.2	2,005	39.5	2,130	42.6
計	4,145	100.0	5,081	100.0	5,005	100.0

### 第2節 環境犯罪の取締り

#### 1. 環境犯罪

##### (1) 環境犯罪の傾向と取締り方針

本県は、首都圏の一角に位置し、高速道路網が整備され、また、山林や雑種地が多数存在することから、首都圏から排出される廃棄物の格好の捨て場となっており、産業廃棄物の無許可処分や不法投棄等の産業廃棄物をめぐる不適正な処理事犯が多発しており、ますます悪質巧妙化の傾向にある。

このような県内の厳しい環境犯罪情勢に的確に対応するため、平成14年4月に環境犯罪課を発足

し、次に掲げる悪質な環境犯罪を重点に、計画的な取締りを推進している。

- ア 地域の生活環境を著しく破壊する事犯
- イ 行政の指導を無視して行われる事犯
- ウ 暴力団の関与する事犯

**(2) 取締りの状況**

14年中に検挙した悪質事件の主な事例は次のとおりである。

- ア 無許可の産業廃棄物処分業者が、市原市内に設置した処分場に、無許可の収集運搬業者が県外あるいは県内から運搬してきた産業廃棄物を大量に受け入れていたもので、再三の行政の指導を無視して、大規模に継続して敢行されていたことから、他県警との合同捜査により、被疑者多数を検挙した事件
- イ 無許可の産業廃棄物処理業者が、食品会社などから排出される動植物性残さ汚泥を肥料と偽り、汚泥の回収業者と共謀して、茨城県内や千葉県内の田畑に不法投棄していたもので、地域住民の強い取締り要望を背景に被疑者多数を検挙した事件
- ウ 無許可の産業廃棄物処理業者が、行政機関の再三の指導に従わず、処分場内に堆積してあった建設廃材を継続的に処分場内において焼却処分していたもので、煙害により地域住民の生活権を侵害していた被疑者多数を検挙した事件

なお、同年中の廃棄物事件の検挙状況は、表2-14-2のとおりである。

**表 2-14-2 廃棄物事件の検挙状況 (件)**

法 令 態様別	廃 棄 物 の 処 理 及 び 清 掃 に 関 す る 法 律 違 反			
	無 許 可 処 理 業	不 法 投 棄	そ の 他	計
14年	16	73	34	123

**表 2-14-3 海上環境事犯の検挙状況**

法 令 態様別	海洋汚染及び海上災害の 防止に関する法律違反				水質汚濁防止法 違 反			廃棄物の処理及び清 掃に関する法律違反			港則法違反		合計
	油類等 排 出	廃棄物 投 棄	そ の 他	計	排水基 準違反	そ の 他	計	廃棄物 投 棄	そ の 他	計	脱落防 止関係	計	
14年	3	0	3	6	0	0	0	0	0	0	8	8	14

**2. 海上環境事犯**

**(1) 傾向と対策**

千葉海上保安部管内で発生した海洋汚染の状況は、船舶及び臨海事業場からの油等の排出事犯は6件と前年と同様の発生件数である。

赤潮・青潮の発生件数については、平成14年は赤潮1件、青潮8件と前年を3件下回っているものの青潮の発生件数は増加している。

このため、千葉海上保安部(含む木更津海上保安署)では、悪質な事犯に重点を置き情報収集活動と計画的な監視取締りを実施するとともに、海洋環境保全思想の普及を目指して、一般市民に対する啓発活動を実施している。

**(2) 取締りの状況**

14年中は、通常の見取りの他、特に「一斉指導取締り期間」を設け、海上環境事犯に関して集中的に海陸一体となった取締りを実施した。

主な検挙事例としては、

- ・ 富津市内の運送業者が、産業廃棄物である汚泥約630トンをも更津港内に違法に投棄していた事犯
- ・ 日本国籍貨物船から過失により燃料油約10リットルを排出した事犯
- ・ 船舶の船上において、無許可で廃棄物を焼却していた事犯

がある。

なお、同年中の海上環境事犯の検挙状況は表2-14-3のとおりである。

そ  
の  
他

## 第3節 環境保全に関する調査・研究の推進

### 1. 環境研究センターにおける調査・研究の推進

環境研究センターは、環境研究所、水質保全研究所、廃棄物情報技術センターの独立した3機関を統合し、大気・水質・地質の環境質及び廃棄物・化学物質問題等にかかる総合環境研究機関として平成13年4月に新たなスタートをし、平成14年度は環境研究センターとしての調査研究活動を発展させ、円滑に進めるための計画、制度を整備した。

- 環境研究センターにおける調査研究業務の運営と調査研究課題の内部評価を行うことを目的とした、「評価運営会議」を設置。
- 第1期研究活動計画(平成15年度～19年度)を策定し、環境研究センターの各部が協力して取り組む重点プロジェクトとして「特定流域圏における環境の改善と再生に関する研究」を平成15年度から着手することとした。

#### (1) 大気部

大気部は、大気汚染、悪臭、騒音・振動に関する環境対策の効果的な運用に必要とされる課題、並びに環境中の放射能について調査研究を行っている。

14年度において、大気関係・悪臭関係27、騒音・振動関係6、環境放射能関係1及び環境学習関係1の合計35課題について調査研究を実施した。それらの成果は「千葉県環境研究センター年報」に詳述されている。

大気部は、大気関係3研究室、騒音振動関係1研究室において、調査研究業務を行っている。

なお、個々の調査研究課題とその概要は、資料編の10の(1)のとおりである。各研究室における主要研究課題の推進の状況は次のとおりである。

#### ア. 大気環境研究室

当研究室では、大気汚染現象の解析、汚染物質の移流拡散、大気中におけるガス状汚染物質、浮遊粒子状物質、酸性雨、降下ばいじん及び悪臭並びに環

境放射能等についての調査研究を行っている。

14年度の主な成果は以下のとおりである。

大気汚染現象の解析については、千葉県において28年ぶりに光化学スモッグ警報が発令されたことを取り上げ、その時の汚染状況および気象状況を考察した。警報が発令された2日間とも総観場で千葉県の気圧傾度が緩く、気温が上昇し、視程も悪く、光化学スモッグが発生しやすい状況であった。さらに東京湾海風や太平洋海風の発生に伴う、風の収束域やよどみ域が現れ、これら地点で、汚染物質が集積しやすい状況になった結果、 $O_x$ 濃度が上昇したものと考えられた。

悪臭物質については、ガスクロマトグラフ・質量分析計による硫黄系悪臭物質の分析法について検討した。その結果、検討した5物資のうち、硫化水素を除くメチルメルカプタン、エチルメルカプタン、硫化ジメチル、二硫化ジメチルの分析が可能となった。硫化水素については引き続き分析条件を検討していく予定である。

環境放射能調査については、全 $\beta$ 放射能調査の結果、計3試料から放射能が検出され、月間降下量としては、全国の検出された13年度の月間平均値 $38MBqkm^{-2}$ と比較すると低かった。空間放射線量率については13年度全国平均値(モニタリングポスト $41nGyh^{-1}$ 、サーベイメータ $71\sim 82nGyh^{-1}$ )よりも低く、過去の本県データと比較しても、日平均値としては異常は認められなかった。 $\gamma$ 線核種分析においては、土壌1深度、海底土および水産生物から $^{137}Cs$ がわずかに検出されたが、全国平均並であった。

#### イ. ばい煙粉じん発生源研究室

当研究室では、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」等に基づき有害大気汚染物質の固定発生源の排出基準、排出抑制基準等に係わる工場・事業場の立入検査を実施している。

14年度は、「大気汚染防止法」に基づくばい煙発生源施設に係る排出基準の遵守状況の確認のため立入検査を20事業所について実施した。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類特定施設に係る排出基準の遵守状況の確認の

ため立入検査については8事業所について実施した。

#### ウ. 自動車排気ガス研究室

当研究室では、自動車排気ガスによる汚染実態、自動車走行量の抑制、光触媒を利用した窒素酸化物の除去技術等に関する調査研究を行っている。

14年度は昨年度に引き続き環境基準値が設けられたベンゼンを対象に、1-3ブタジエンに加え10種類の揮発性有機化合物(VOCs)を対象とした「自動車排出有害物質調査」を千葉駅前地下トンネルで実施した。

また、自動車排出粒子を対象とした「道路沿道周辺環境調査」を沼南町大津ヶ丘自動車排出ガス測定局で実施した。さらに、道路沿道周辺環境改善対策の一つとして注目されている光触媒を利用した大気浄化技術の試験施工に対する評価調査を実施し、実用化の促進を図った。

#### エ. 騒音振動研究室

当研究室では、騒音振動に関する調査研究や音に関する環境学習を行っている。

14年度の課題のひとつとして、鉄道騒音の測定・評価方法に関する技術的な検討を行った。在来線の鉄道騒音の測定と評価は、「在来線の 신설又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」(環境庁、平成7年12月)に基づき実施されることが多い。ここで用いられる単発騒音暴露レベル(L<sub>AE</sub>; 単発的に発生する騒音の1回の発生ごとのA特性で重み付けられたエネルギーと等しいエネルギーを持つ継続時間1秒の定常音の騒音レベル)は、鉄道騒音の評価を鉄道車両の種類、上下の別などに区分した鉄道騒音の原単位としての機能を持つ。従って、個々の鉄道騒音を特定することが評価の要となる。今回は個々の鉄道騒音のL<sub>AE</sub>を特定するための方法を検討し、実際に測定を行う市町村において活用できるように、市町村の測定機材の整備状況と現場の暗騒音(鉄道騒音以外の騒音)状況から適切に対応する測定と評価の方法を示した。

#### (2) 水質地質部

水質地質部は、水質汚濁、地盤沈下、地質汚染及び地震災害防止等の諸対策を効果的に推進するた

めに必要な課題について、調査研究を行っている。

14年度においては水環境関係17件、地質環境関係17件の合計34件の課題について調査研究を実施し、それらの成果は「千葉県環境研究センター年報」等に報告されている。

また、県民を対象とした環境学習及び国際協力(研修生の受入れ)も推進している。

なお、個々の研究課題名とその概要は資料編のとおりであり、各研究室における主要課題の推進の状況は次のとおりである。

#### ア. 水質環境研究室

当研究室は、公共用水域(海域・河川・湖沼)についての調査研究を行っている。

海域に関する研究として、東京湾の赤潮・青潮の発生状況に関する調査研究を行い、赤潮・青潮の発生状況の経年的な把握、赤潮発生メカニズムの解明等について、調査船による実測、リモートセンシングを活用した東京湾岸自治体研究機関の共同調査、水質データベースの構築・統計解析により研究を行った。

河川に関する研究では、硝酸及び亜硝酸性窒素濃度の高い高田川について前年度に引き続き実態の詳細調査及び原因解明調査を行い、ほぼ当初の目的を達成した。また、水質常時監視で環境基準値を超過した河川(汐入川、大津川)の原因解明調査を行った。

湖沼に関する研究では、湖沼水質保全計画の策定についての行政支援、降雨時に発生する流入汚濁負荷の実態調査、異臭味発生プランクトンの実態及び発生機構に関する調査研究を行った。

その他、公共用水域水質データベースの整備、化学物質環境汚染実態調査(環境省委託)、環境学習等の啓発事業を行った。

#### イ. 排水研究室

当研究室は、主に事業場排水及び生活排水等の処理技術とその対策について調査研究を行っている。

14年度は特定ちゅう房施設からの排水について実態調査を行った。また、排水基準を超過した事業場2事業場について原因調査を行い行政指導のた

めの基礎資料とした。

生活排水に関しては、高度処理型小型合併処理浄化槽の処理能力について、夏期の調査を行った。また、合併処理浄化槽に転換する予定のある単独処理浄化槽使用家庭の生活排水水質調査を行った。同時に13年度に単独処理浄化槽使用時の生活排水調査を行った家庭について合併処理浄化槽への転換後の調査を行い転換効果把握のための基礎資料とした。

水質浄化技術に関しては、手賀沼ビオトープにおいて植生による浄化効果の調査を行った。

#### ウ 地質環境研究室

当研究室では、地盤沈下等のリスクを最小限に抑えて持続的に地下水や天然ガスなどの地下流体資源の利用を行っていくための地下水盆管理の研究、地質汚染の除去と防止、地震などの地質災害低減のための研究を中心に調査研究を行っている。

14年度は、地下水盆管理に関する調査・研究としては、地下水位・地盤沈下観測井戸や水準点など地質環境モニタリングシステムからの観測記録をデータベース化し、これらは地下水位・地層収縮年表及び地下水位図としてまとめ公表した。また、一部の観測所においてテレメータ化の実験を開始したほか、自噴井の地下水圧の連続観測を開始したところである。

地質汚染に関する研究としては、有機塩素系溶剤等による地質汚染の機構解明と原因調査及び汚染除去対策の技術的指導を行った。また、射撃場周辺の鉛汚染の調査・対策への技術協力を進めている。

地質環境情報整理事業としては、14年度末までに約25,000本の地質柱状図を収集、蓄積した。これらの地質柱状図の庁内利用も進んでいる。平成15年1月から、広く県民が利用できるよう、インターネットによる公開を開始した。

地層の液状化―流動化に関する研究では、千葉県東方沖地震の際に液状化―流動化により、ブロック併の沈下被害のあった場所で高密度の簡易貫入試験とオールコアボーリングを行い、砂鉄を掘り埋めた地層の一部が液状化―流動化し被害と

なったこと、埋立層でも液状化しにくい部分があることが明らかとなった。

活断層の分布と評価方法に関する研究としては、関東地震の際活動した延命寺断層付近で地質調査や最近の微小地震について調べた。また、消防地震防災課の「千葉県地域地下構造調査」について調査協力をした。

強震動に関する研究では、地震時の震動特性をとらえ、地質環境に及ぼす影響を明らかにして地震防災に役立てるため強震観測を継続し、13年度の観測記録のとりまとめを行い、表層地質と地震動との関係について解析、検討を進めた。さらに、一般公開中の強震動波形データベースに新規データを追加した。

また、残土石による埋立・盛土からの地質汚染を防ぐため、立地予定地の現地調査等の技術的援助を行った。また、佐原市本矢作での六価クロム地質汚染の改良現場の地下水の水質監視を継続した。養老川中流の旧廃棄物埋立地から汚染地下水が流出している現場で、その流出機構の解明調査を協力して行った。

#### (3) 廃棄物・化学物質部

廃棄物・化学物質部は廃棄物研究室と化学物質研究室から成り立っており、廃棄物研究室は廃棄物の減量化・再資源化及び適正処理に関する調査研究等を行い、化学物質研究室は大気、水質、廃棄物等に係るダイオキシン類に関する調査研究や環境ホルモンに関する調査研究等を行っている。

個々の研究課題名とその概要は資料編のとおりであり、各研究室における主要課題の推進状況は次のとおりである。

##### ア 廃棄物研究室

当研究室は廃棄物の減量化・再資源化に関する調査研究と適正処理技術に関する調査研究事業を行っている。

廃棄物の減量化・再資源化に関する調査研究においては、廃棄物の減量化・再資源化手法のひとつである熔融スラグについて、スラグの品質および熔融炉の運転管理最適化を検討した。また、廃棄物に関する法律・条例や社会状況の変化に伴う廃棄

物の量・質の変化や処理事業における現況の問題点を抽出・検討した。

廃棄物の適正処理技術に関する調査研究については、平成6年度から継続して調査している最終処分場の廃棄物層の層相・物性の調査を目的としたボーリング調査を引き続き実施した。さらに浸出水の挙動及び化学的変化を検討するために、上記ボーリング地点に観測井を設置するとともに、埋立廃棄物の性状変化を捉える新手法の開発を進めている。また、廃棄物不適正処理現場に対して、現場にベースをおいた基礎的調査を実施した。

#### イ 化学物質研究室

当研究室はダイオキシン類に関する調査研究及び外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）に関する調査研究を担当し、汚染及び発生源の実態、汚染機構、環境汚染修復技術、分析法の改善・開発等について調査研究を行っている。

ダイオキシン類に関しては、常時監視事業の中で環境大気、環境水、地下水、土壌等環境各圏の測定について担当分を分析する他、委託測定値の評価及び精度管理に関して技術的な行政支援を行っている。

現行公定法ダイオキシン類分析は結果がでるまでに長時間かかる欠点があり、迅速な対応を求められる現場試験方法の開発が求められている。平成14年度は、迅速分析法としてイムノアッセイ法等生物試験方法の導入について検討し、焼却灰、ばいじん等への適用条件についてまとめた。

また、昨年度に引き続き、県及び県内市町村が測定したデータについて、異性体、同族体濃度等の詳細を収集した。詳細資料から多くの異性体からなるダイオキシン類の分析値の精度管理手法を検討し、異常値の検出及び対処方法、委託仕様のマニュアル化、ダイオキシン類データベース構築の基礎資料として整理した。

## 2. 手賀沼親水広場における水質浄化・環境保全啓発活動

手賀沼親水広場は、県民が手賀沼と親しむ憩いの場として、また水と人との関わりを学びながら

手賀沼の浄化について考える拠点施設として一般県民や地域活動に提供している。14年度の利用者数は19万6,285人であり、3年度開設以来の累計利用者数は約166万7,440人を数えている。

14年度は、水や自然環境についての環境学習の場として、年間を通して、小中学生を対象とした「手賀沼水辺探検隊」をはじめ、大人を対象とした「手賀沼環境教室」を実施するとともに、夏には親子を対象に「手賀沼船上学習会」を開催した。

また、手賀沼の水質保全及び環境問題に広く関心をもってもらうために、地元環境ボランティア等の協力を得て隔週日曜日に当日の来場者を対象として「手賀沼ウォッチング」による船上見学等を実施し、沼の浄化に協力を求めるとともに豊かな自然、歴史、文化等を紹介した。

さらに、11月には県・市町村及び流域住民が一体となり「手賀沼浄化フェア」を盛大に開催し、ケビン・ショート氏の講演会や環境いろいろ展などを実施した。

表2-14-4 手賀沼親水広場「水の館」の累計利用者数（地域別内訳）（14年度末現在）

流域の市・町	その他の県内	県外	計
1,129,364人	274,449人	263,627人	1,667,440人

（注）流域の市町＝松戸市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市・印西市・白井市・沼南町

## 第4節 融資・助成制度

県では、中小企業者等が行う環境保全施設等の整備事業や公害防止のための工場等の移転事業に対し融資を行うとともに、市町村が公害関係測定機器等の整備を行う場合には補助金を交付し、公害の測定分析・監視体制の整備充実を計っている。

### 1. 「千葉県中小企業環境保全施設整備資金融資制度」による融資制度

#### （1）概要

環境保全施設等の新設、購入若しくは改善又は公害防止のための工場等の移転を行う中小企業者のうち、資金の調達が困難な者に対し必要な資金を融資するとともに、利子の一部を補助してきた。

なお、8年度より名称を「千葉県中小企業環境保

全施設整備資金融資」と改め融資対象も拡大した。

さらに、13年11月より自動車から排出される粒子状物質を低減するために有効なものと認められる自動車（ディーゼル自動車の代替車両に限る。）又は、自動車に装着する装置も融資対象とした。

## （２）利用状況

14年度の融資依頼決定は20件である。

## ２．「千葉県公害関係測定機器等整備事業補助金交付要綱」による補助制度

### （１）概要

市町村が行う公害関係測定機器等整備事業に要する経費の一部を補助し、生活環境の保全等に資する施設整備の推進を図る。

## （２）補助状況

14年度は、9団体に対し総額9,673千円を補助した。

## 第5節 特定工場における公害防止組織の整備

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定工場を設置する事業者は、工場内に公害防止管理者等から成る公害防止組織を整備し公害の防止に努めることとされている。同法の対象となる特定工場は、製造業、電気・ガス・熱供給業に属し、かつ、ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設、振動発生施設、ダイオキシン類発生施設のいずれかを設置している工場である。

表 2-14-5 融資の条件

年度	原資	融資枠 (継続分も含む)	融資利率	利子補給率	融資限度額	融資期間	融資対象
8	千円 305,000	千円 1,220,000	年2.7%	年1.6%	(施設整備) 中小企業者 50,000千円 組合 60,000千円 (移転) ともに 80,000千円	〃  ※中小企業者 50,000千円超 組合 60,000千円超 は10年以内	①施設整備資金 ばい煙処理施設、粉じん 処理施設、汚水処理施設、 騒音・振動防止施設、地 盤沈下防止施設、悪臭防 除施設、化学物質汚染等 防止施設、エネルギー有 効利用施設、低公害車等 造成緑地、産業廃棄物処 理施設 ②工場等移転資金
9	千円 310,000	千円 1,240,000	年2.7% 1月6日以降 2.5%	年1.6% 1月16日以降 1.4%	〃	〃	〃
10	千円 390,000	千円 1,560,000	年2.5%	年1.4%	〃	〃	上記①に、地下水汚染浄 化施設、ダイオキシン類 排出抑制施設、容器包装 廃棄物再商品化施設、環 境管理システム認証関連 施設を追加 ②工場等移転資金
11	千円 240,000	千円 960,000	〃	〃	〃	〃	〃
12	千円 200,000	千円 800,000	〃	〃	〃	〃	〃
13	千円 500,000	千円 2,000,000	〃	〃	〃	〃	上記①に、自動車から排 出される粒子状物質の低 減のために有効なものと 認められる自動車又は自 動車に装着する装置を追 加
14	千円 500,000	千円 2,000,000	年2.3%	年1.3%	〃	〃	〃
15	千円 500,000	千円 3,000,000	〃	〃	〃	〃	〃

表 2-14-6 中小企業環境保全施設整備資金融資利用状況

(融資決定額の単位：千円)

年度	区分	移 転	汚 水 処 理 施 設	ばい煙・ 粉じん 処理施設	自動車等 低公害化 施 設	騒音・ 振動防 止施設	悪 臭 防 除 施 設	廃棄物 処理施設	その他	計
12	件 数	—	1	—	—	—	1	2	—	4
	融資決定額	—	25,000	—	—	—	12,600	66,000	—	103,600
13	件 数	—	—	—	2	—	—	1	—	3
	融資決定額	—	—	—	50,600	—	—	5,440	—	56,040
14	件 数	—	—	—	18	—	—	2	—	20
	融資決定額	—	—	—	223,818	—	—	100,000	—	323,818

公害防止組織は、公害防止対策の責任者でもある「公害防止統括者」及び公害防止対策の技術的事項を管理する「公害防止管理者」、更には一定規模以上の特定工場における「公害防止主任管理者」から成り、それぞれ代理者の配置が義務づけられている。

これら公害防止管理者、公害防止主任管理者及び代理者は、工場に設置された施設や規模ごとに区分された国家試験等により資格を取得した者から選任することとされており、また、これらを選任又は解任した際は知事（一部は市町村長）に届け出なければならない。

なお、県は(社)千葉県環境保全協議会を通じ、公害防止管理者等の育成及び知識・技術の向上を図っている。

表 2-14-7 年度別利子補給額

(単位：千円)

年 度	12	13	14
利子補給額	2,325	2,550	3,628

表 2-14-8 補助内容

対象機器	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭及び地盤沈下等に係る測定分析、監視研究等に使用する機器のうち主要なもので、1基当たり100万円以上の整備経費を要するもの。ただし、国から国庫補助が採択された機器は対象外。
補助率等	経費から（1団体当たり200万円以上であることを要す。）国庫補助金及び起債額を控除した額の4分の1（財政力指数が1以上の市町村にあつては5分の1）以内。ただし、テレメータシステムの整備事業にあつては、4分の1（新規事業にあつては、2分の1）以内。テレメータシステムの経費を除き、1市町村当たりの補助限度額は500万円。

表 2-14-9 公害関係測定機器等整備事業補助状況

(補助額の単位：千円)

年度	区分	大気汚染	水質汚濁	騒音・振動	地盤沈下	悪 臭	公害一般	計	市町村数
12	機器数	6	—	10	—	—	—	16	5
	補助額	3,262	—	5,000	—	—	—	8,262	
13	機器数	19	—	7	—	—	—	26	10
	補助額	9,685	—	2,420	—	—	—	12,105	
14	機器数	14	—	3	—	—	—	17	9
	補助額	7,157	—	2,516	—	—	—	9,673	

その他

## 第6節 環境モニター制度

複雑多岐にわたる環境問題に対処し県民の環境に関する意見を環境行政に反映させるため、50年度に環境モニター制度を発足させた。モニターには、市町村長の推せんする300人を委嘱している。

14年度は環境全般、千葉県資源循環型社会づくり計画、バイオマスについてのアンケート調査を実施した（表2-14-10）。

表2-14-10 過去5年間の調査項目

10	環境全般・環境ホルモン・人工化学物質・地下水の保全とかん養（井戸・湧水復活再生）について
11	環境全般・アイドリング・ストップ・ごみの減量化と再資源化について
12	・通年項目・環境全般について・循環型社会とライフスタイルについて・生ごみの分別収集について
13	環境全般・環境学習・廃棄物の不法投棄問題・ちば環境再生計画について
14	環境全般・千葉県資源循環型社会づくり計画、バイオマスについて

\* 当制度は、14年度を最後に廃止された。

## 第7節 関係地方公共団体との協力の推進

### 1. 近隣都県との協力の推進

公害防止を実効あるものとし積極的な環境保全施策を展開するためには、都県を越えた広域的な調査や情報・資料の交換を行い、より有効な対策を編み出していくことが大切である。また、都県間の調整を円滑に進め、国への働きかけを協力して進めていくことも必要である。これらのため本県では、八都県市首脳会議、関東地方知事会関東地方環境対策推進本部、関東甲信越静環境美化推進連絡協議会などを通じて近隣自治体との協力を進めているところである（資料編11の(2)参照）。

### 2. 市町村等との協力の推進

環境保全施策は、人口密度、土地利用の実態、住民のニーズ等地域の特殊性を十分配慮し、市町村や地域の住民、関係団体の協力を得ることによってきめ細かでき実な成果を上げることができる。

そこで本県では、印旛沼水質保全協議会、手賀沼水質浄化対策協議会、千葉県環境行政連絡協議会などを通じて身近な生活環境の保全に努めるとともに、県と市町村及び市町村相互の有機的な協力関係を推進している（資料編11の(2)参照）。

## 第8節 市町村の環境保全対策

市町村の環境施策は、地理的条件、住民意識の差異等地域の特長を反映するものであり、本県の環境行政体系において重要な役割を果たしている。

15年度の市町村環境行政状況調査結果によると、その概況は次のとおりである。

### 1. 公害監視測定体制

環境の現況を把握し有効な施策の確立を図るため、市町村においても公害の監視測定体制の整備、充実に努めている。

現在、市町村が常時及び定期監視を行うために設置している大気汚染、騒音、振動関係の測定箇所は東京湾臨海部に多く集まっており、水質汚濁関係の測定箇所は県内全般に分布している（表2-14-11）。

表2-14-11 市町村の公害監視測定箇所数

	測定 市町村数	測定点		
		常時	定期	計
大気汚染関係	27	126	209	335
水質汚濁関係	45	2	1,279	1,281
騒音関係	26	24	251	275
振動関係	20	1	143	144

### 2. 公害防止協定

現在、38市町において、総数773企業との間で公害防止協定（県、市町村、企業三者協定は除く。）を締結しており、企業から発生する公害を防止することにより住民の良好な生活環境の確保を目指している。

市町村別では、野田市（135社）、市川市（96社）、柏市（93社）、で締結企業が多く、企業の種類別で

は、鉄鋼・金属（177社）、食料品（68社）、化学（61社）等が多くなっている。

### 3. 環境保全対策予算

市町村では財政のひっ迫した状況のなかで、多様化する環境問題に対応すべく環境保全対策予算の確保に努めている（図2-14-1）。

### 4. 融資・助成制度

現在、千葉市ほか14市町では、中小企業者が行う公害防止事業を対象として融資・助成制度を実施しており、14年度の実績は融資0件、助成222件、8,215万円となっている。

なお、融資・助成制度が設けられている市町は次のとおりである。

- ・千葉市、市川市、松戸市、野田市、茂原市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、袖ヶ浦市、沼南町

### 5. 公害苦情相談

14年度において市町村が新規に受理した苦情件数は4,350件である。

苦情件数のうち典型7公害に関する苦情は2,413件で、その内訳は、大気汚染1,235件、悪臭632件、騒音565件等となっている（図2-14-2）。

また、典型7公害以外は1,668件となっている。

### 6. 調査研究

地域の環境問題の原因究明、解決策の樹立を目指して市町村独自の調査研究が進められている。

14年度は、42市町村で458項目について実施されたが、調査研究項目を公害の種類別に分類してみると、水質汚染関係291項目、大気汚染関係53項目、騒音関係32項目、土壌汚染関係28項目、振動関係20項目となっている。

なお、15年度は40市町村で580項目の調査研究が予定されている。

図2-14-1 市町村における主な事業別予算（15年度当初予算）

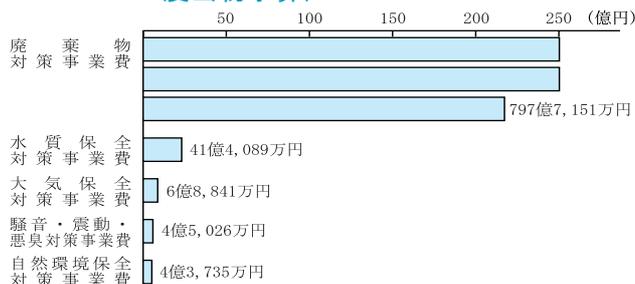


図2-14-2 市町村別受理件数

